

答申案の骨格（たたき台）

(1) 政策提言型特別委員会の試行の状況

ア 「政策提言型」の概要

府議会では、府政の課題等に対応して設置される特別委員会において、調査研究活動で得た参考人の知見等を生かしながら、多様な府民の意見を府政に的確に反映させる「政策提言」の仕組みを備える「政策提言型」の試行を令和元年度から開始した。

当該「政策提言型」の試行の特徴をおおむね述べれば、次のとおりである。

- ① 年間運営における活動の当初から、提言しようとする「特定テーマ」を所管事項（付議事件）から抽出することで、目的意識をもって、特定課題の解決に必要な調査研究を、年間を通じ、具体的かつ効果的に行えるようにしようとしたこと。
- ② 審議の充実を図る「委員間討議」を標準的な運営に採用することで、正副委員長の下で、よりよい内容の「政策提言」を取りまとめる議論が有効に進展し、委員会の一致した思いとしての集約を円滑かつ効果的に行えるようにしようとしたこと。
- ③ 「政策提言型」の運営とするか（又は、「調査研究型」の運営とするか）は、委員会自身が任意に判断するものであること。

イ 令和元年度の取組

令和元年度においては、「子育て環境の充実に関する特別委員会」及び「産業の担い手の確保・育成に関する特別委員会」の2つの特別委員会で「政策提言型」の運営が試行され、令和2年5月26日、5月臨時会中の各委員会で「政策提言」の決定に至り、理事調整会議の協議結果を踏まえ、翌27日、それぞれ議長と各委員長との連名で関係理事者（各委員会の筆頭理事者である部長級職員）に提言された。

なお、各委員会の年間の活動状況（実績）については、[資料●](#)のとおりである。

ウ 令和元年度の所属委員アンケート及び委員長ヒアリングの結果

「政策提言型」の検証を行うため、令和元年度に「政策提言型」の運営を試行した上記「子育て」「担い手」の両委員会の取組等に関し、各所属の委員にアンケートを実施した結果は[資料●](#)のとおりであり、同委員長2名にヒアリングを実施した結果は[資料●](#)のとおりである。

結果の要旨としては、特別委員会で「政策提言」を行う取組を評価し、今後の継続を求める意見が多くを占めたことで今後の方向性が確認された一方、課題の指摘

もあつたため、これらを踏まえて、小委員会での検討が進められることとなった。

エ 令和2年度の取組

令和2年度においては、4つの特別委員会で「政策提言型」の運営が試行され、令和3年5月臨時会での「政策提言」の取りまとめを目指した委員会運営が行われているところである。

(2) 検討結果（提言）

特別委員会のあり方について（「政策提言型」の今後の取扱いにあつては(1)の内容を踏まえた上で）、ア及びイの項目を小委員会で検討した結果、一致した結論については、次のとおりである。

- | |
|------------------------------------|
| ア 「政策提言」について
イ その他特別委員会のあり方について |
|------------------------------------|

なお、その他の検討状況については、(3)のとおりである。

ア 特別委員会の「政策提言」について

- 令和元年度からの「政策提言型」の試行では、特別委員会が、常任委員会との役割分担の下で、調査研究の結果を「政策提言」につなげる役割をしっかりと果たせること、及びその取りまとめに対する「委員間討議」の有効性を確認することができた。
- ◎ 来年度からは、今回の試行の成果を生かしつつ、小委員会で指摘された課題に対応し、柔軟な委員会運営の中で「政策提言」を行うことができるような発展的な見直しを図ることとし、次のとおり提言する。

〔提言1〕「政策提言型」の運用の発展的な見直し（「型」を区分しない運営へ）

- 特別委員会に、「政策提言型」という区分を設けて行う運営については、同委員会が「政策提言」に関し果たす役割や有効性を確認・検証するため試行的に実施してきたものであるが、そのことで、深掘りすべき政策課題の検討時間がかえって制約されているのではないかと、また、提言しようとする「特定テーマ」の定め方によっては、本会議で議決された付議事件（所管事項）のうち、調査研究がなされない部分が生じるのは問題ではないかと等の課題が指摘された。
- ◎ 今後は、委員会運営の自律的なあり方として、殊更、「型」にはめたような運

営をせずとも、委員会の裁量で柔軟な運営を図ることにより、付議事件（所管事項）の調査研究を行い、必要に応じて、よりよい内容の「政策提言」につなげられるような、次なる試行・工夫のフェーズに今回の試行成果を発展させていくこととし（そのための提言は、以下に示す。）、「政策提言型」という区分を設けての試行運用は、令和3年5月臨時会までとしてはどうか。

〔提言2〕 「毎回討議」の実施（試行の発展的取組①）

- 審議の充実を図る「委員間討議」については、提言しようとする「特定テーマ」をどうするのか、また、決定した「特定テーマ」をどう調査して深掘りし、論点整理を行い、さらに「政策提言」として、どうまとめ上げるのか議論をするため、「政策提言型」の標準的な運営として申合せに定め、実施してきた。
- 今後、「型」を区分しない柔軟な委員会運営を行う中においても、必要に応じて、よりよい内容の「政策提言」を行おうとすると、付議事件（所管事項）の調査研究を通じ、政策課題の所在や提言の必要性を、委員間で議論・討論できる場である「委員間討議」は、いっそう重要と考えられる。
- ◎ ついては、「委員間討議」については、来年度以降、全ての特別委員会の標準的な運営とすることを申し合わせの上、原則、毎回、実施してはどうか。

〔提言3〕 「毎回討議」の試行・工夫（試行の発展的取組②）

- 「委員会の裁量で柔軟な運営を図ることにより、付議事件（所管事項）の調査研究を行い、必要に応じて、よりよい内容の「政策提言」につなげる〔提言1〕には、年間運営の中で目的意識をもって「毎回討議」〔提言2〕を有効かつ効果的に行うなど、経験の積み重ねが今後ますます必要であると思われる。
- ◎ ついては、「政策提言型」の試行の成果等も踏まえ、来年度からの「毎回討議」を活用した委員会運営の試行・工夫イメージを整理したので、参考とされたい。

- ① 「毎回討議」を活用した特別委員会の年間運営・・・（別紙1）
- ② 特別委員会における「政策提言」取りまとめの方法・・・（別紙2）

イ その他特別委員会のあり方について

- 【P】（小委員会としての結論を記載）

(3) その他の検討状況

特別委員会のあり方等に関して、小委員会では、結論を見いだすには至らなかった検討項目について、各委員から述べられた主な意見を今後の議論に資するため、次のとおり示す。

- 【P】（委員意見を記載）

「毎回討議」を活用した特別委員会の年間運営について

5月臨時会 (前年度) 特別委員会
「政策提言」の実施、「中間報告書(残された主な課題等)」

同一付議事件の継続(PDCAサイクル)

(互 選) 特別委員会設置、正副委員長選任

(初 回) 「毎回討議※」(運営方針) ※議事名としては「委員間討議」

(毎回討議(初回))

- ・ 特別委員会の運営方針

(運営方針(イメージ))

- ・ それぞれの特別委員会の置かれた状況を踏まえて柔軟に。

(例1) 調査研究を進め、課題を深掘りし、その過程で政策提言の必要があるとなれば、提言の検討を行う方向性を確認した。

(例2) 専ら、調査研究を行う方向性を確認した。

(例3) 前年度の「中間報告(残された主な課題等)」も踏まえ、政策提言をできる限り実施する方向性で運営することとし、「特定テーマ」を協議した。

※(例1)は、今回の試行検証結果を踏まえた「標準的」な運営方針。

※(例2)は、今年度までの「調査研究型」に近く、(例3)は、「政策提言型」に近いが、委員会が柔軟に(「型」にはめず)運営方針を討議する中で、委員会で一致できる場合は、結果的にこうした運営方針となることも、もちろん可能。

(各定例会の活動) ※ 参考人陳述・意見交換、「毎回討議」

(毎回討議)

- ・ 「毎回討議」の各回のテーマは、各委員がともに問題意識を共有できるような調査事項とすることが、より有効かつ効果的ではないか。
- ・ 例えば、①その日の参考人意見陳述で聴取したテーマに係る府政の課題を討議したり、②実施した管内外調査を府政に生かすことができる点の有無を討議したりすることが考えられるのではないか。



- ・ 討議の結果、「特定テーマ」に係る政策提言の必要があるとした場合には、その内容について討議することとする。

(管内外調査 (1泊2日又は2泊3日))

- ・ 「政策提言」をにらんだ「特定テーマ」の調査を行う場合であっても、調査事項全般について調査可能とする。(従前どおり)

(閉会中の活動)

- ・ 必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に閉会中の特別委員会を開催することも可能。(従前どおり)



(「政策提言」が取りまとめ次第)

- ・ 政策提案・提言(報告書)の決定



(政策提言の取扱いは、理事調整会議で協議し、議会運営委員会で決定)

特別委員会における「政策提言」取りまとめの方法

	R3年度からの取扱い (特別委員会共通)	「政策提言型」(R1・2)	
①政策提言に係る 基本的な考え方	標準的 運営	付議事件の調査研究を通じ、「 <u>政策提言</u> 」の必要性を柔軟に判断	<u>「政策提言」を目指した運営を行うかどうかを当初に判断</u>
	特別委員会は、府政等の課題等に関し、府民の意見を府政に的確に反映させるため、必要に応じた「政策提言」を行うよう努める。		
②提言の 取りまとめ ルール	提言内容	全会一致を原則(適宜正副に一任)	同左
	提言の取 扱い	理事調整会議での協議を踏まえ、議会運営委員会で決定(各派一致)	理事調整会議での協議を踏まえ、議会運営委員会で決定(各派一致) 〔協議結果(R1実績)〕 (1) 議運委員長から議長に対し特別委員会において提言が取りまとめられた旨を報告の上、各委員長から議長に提言書を提出 (2) 執行部への提出先は、各委員会の筆頭理事者である部長級職員とし、議長と委員長の連名で提出する。 (3) 措置要求状況報告は求めない。
③取 りま とめ の 手 法	委員間討議	<u>全特別委員会で実施(毎回討議)</u>	<u>「政策提言型」のみ実施</u>
	討議 内容	・委員会運営方針(初回) ・ <u>付議事件に係る調査事項</u> ・提言に係る「特定テーマ」	・委員会運営方針(初回) ・提言に係る「特定テーマ」
	管内外調査	「提言」以外の調査も可能	同左
	閉会中活動	必要に応じて毎月常任の活動日の前後等に開催可能	同左
	試行・工夫 の例(提言 事項)	・意見が合わないものを除外し、合うもののみを一致させる最大公約数的な手法(まとめが小さくなる)ではなく、意見の共通項を探る最小公倍数的な手法(大きくまとめる)を発展させてはどうか。 ・条例の制定を提言する場合には、その必要性に係る立法事実の精査が必要ではないか。	